（２） 熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。
	（設備運営基準の目的） 第２条　設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第１４条第６項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
（定義） 第２条　この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。	
	（設備運営基準の向上） 第３条　市長は、熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号）第１条に規定する熊本市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ２　市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準） 第３条　次条及び第５条に定めるもののほか、法第１３条第１項の規定により条例で定める設備運営基準は、省令に定める基準（省令第７条第６項第１号及び第２号（省令附則第４条第１項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。）に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。 ２　前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

省令第２条	都道府県	市
	都道府県知事	市長
省令第３条第１項	都道府県知事	市長
	その管理に属する法第２５条に規定する審議会その他の合議制の機関	熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号）第１条に規定する熊本市社会福祉審議会
省令第３条第２項	都道府県	市
省令第６条第５項	位置に設けることを原則とする	敷地内に設けなければならない
省令第１３条第１項	第２項及び第４項	第２項及び第４項、第６条
省令第１３条第１項	第２項及び第４項	第２項及び第４項、第６条
省令附則第５条、第７条及び第８条	都道府県知事	市長

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

（学級の編制の基準）

第４条　満３歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

２　１学級の園児数は、３５人以下を原則とする。

３　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第５条　幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を１人以上置かなければならない。

２　特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の３分の１の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

３　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時２人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
(1)　満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2)　満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3)　満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4)　満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

1　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第6条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2　この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

3　この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4　園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

４　幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第１５条第１項において読み替えて準用する熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第４６条（後段を除く。第８条第３項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

５　幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1)　副園長又は教頭

(2)　主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3)　事務職員

（設備の一般原則）

第６条　幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

２　幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第７条　幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

２　園舎は、２階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、３階建て以上とすることができる。

３　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、１階に設けるものとする。ただし、園舎が第１５条第１項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第４５条第７号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を２階に、前項ただし書の規定により園舎を３階建て以上とする場合であって、第１５条第１項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第４５条第７号に掲げる要件を満たすときは保育室等を３階以上の階に設けることができる。

４　前項ただし書の場合において、３階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満３歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

５　園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けなければならない。

６　園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1)　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	320＋100×（学級数－2）

(2)　満３歳未満の園児数に応じ、次条第６項の規定により算定した面積

７　園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1)　次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	330＋30×（学級数－1）
3学級以上	400＋80×（学級数－3）

イ　３．３平方メートルに満３歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2)　３．３平方メートルに満２歳以上満３歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

【削る】

第８条　園舎には、次に掲げる設備（第２号に掲げる設備については、満２歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1)　職員室

(2)　乳児室又はほふく室

(3)　保育室

(4)　遊戯室

(5)　保健室

(6)　調理室

(7)　便所

(8)　飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

【削る】

２　保育室（満３歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

【削る】

３　満３歳以上の園児に対する食事の提供について、第１５条第１項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第４６条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第１項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

【削る】

【削る】

【削る】

（乳児室又はほふく室の面積）

第４条　乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1)　４．９５平方メートルに満１歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2)　３．３平方メートルに満１歳以上満２歳未満の園児数を乗じて得た面積

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

4　園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が２０人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第１項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5　飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6　次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1)　乳児室又はほふく室　次に掲げる面積を合算した面積

ア　４．９５平方メートルに満１歳未満の園児数を乗じて得た面積

イ　３．３平方メートルに満１歳以上満２歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2)　保育室又は遊戯室　１．９８平方メートルに満２歳以上の園児数を乗じて得た面積

7　第１項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1)　放送聴取設備

(2)　映写設備

(3)　水遊び場

(4)　園児清浄用設備

(5)　図書室

(6)　会議室

（園具及び教具）

第９条　幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2　前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第10条　幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1)　毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、３９週を下回ってはならないこと。

(2)　教育に係る標準的な１日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、４時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3)　保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満３歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、１日につき８時間を原則とすること。

2　前項第３号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（心身の状況に応じた教育）

第11条　園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第12条　幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

【削る】

（暴力団員等の排除）

第５条　幼保連携型認定こども園の設置者及び園長は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。

【削る】

（掲示）

第13条　幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第14条　幼保連携型認定こども園の設置者及び園長は、熊本市暴力団排除条例（平成２３年条例第９４号）第２条第１号から第３号までに掲げる者であってはならない。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第15条　児童福祉施設基準条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第６条、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第１９条、第２０条第１項、第３項及び第４項、第４５条第７号、第４６条（後段を除く。）並びに第５０条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第4条第1項	最低基準	熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条並びに第14条第2項及び第3項	入所している者	園児
第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、

		職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第45条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第45条第7号イ	施設又は設備	設備
第45条第7号ウ	施設及び設備	設備
第45条第7号カ	乳幼児	園児
第46条	第14条第1項	熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2　児童福祉施設基準条例第９条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１４条第６項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第６６号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。	第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第６６号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
【削る】	（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置） 第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して５年間は、第５条第３項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第３条第１項の規定により法第１７条第１項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第７条第１項に規定する認定こども園である同法第３条第３項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。 ２　みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第７条から第９条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
【削る】	（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第３条　施行日から起算して１０年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第５条第３項の規定の適用については、同項の表備考第１項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。
（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例） 第２条　【１項から３項までを削る】	（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例） 第４条　施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第７条第３項及び第７項並びに第８条第６項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td>第7条第3項</td><td>第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす</td><td>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える</td></tr>
<tr><td>第7条第7項</td><td>(1)　次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
ア　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330＋30×（学級数－1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400＋80×（学級数－3）</td></tr></table>イ　3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</td><td>(1)　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330＋30×（学級数－1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400＋80×（学級数－3）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>第8条第6項</td><td>次の各号に掲げる設備
当該各号に定める
(1)　乳児室又はほふく室　次に掲げる面積を合算した面積
ア　4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて</td><td>乳児室又はほふく室
次に掲げる面積を合算した
(1)　4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて得た面積
(2)　3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>得た面積
イ　3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
(2)　保育室又は遊戯室　1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</td><td>乗じて得た面積</td></tr>
</table>

2　施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第７条第３項、第６項及び第７項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td>第7条第3項</td><td>第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例</td><td>児童福祉施設基準条例</td></tr>
<tr><td>第7条第6項</td><td>(1)　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320＋100×（学級数－2）</td></tr></table></td><td>(1)　満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</td></tr>
<tr><td>第7条第7項</td><td>(1)　次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
ア　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積
<table><tr><td>学級数</td><td>面積（平方メートル）</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330＋30×（学級数－1）</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400＋80×（学級数－3）</td></tr></table>イ　3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</td><td>(1)　3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</td></tr>
</table>

3　施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又はこれに隣接する敷地内に園庭（第７条第７項第１号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第５項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満３歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

(1)　園児が安全に移動できる場所であること。

(2)　園児が安全に利用できる場所であること。

(3)　園児が日常的に利用できる場所であること。

(4)　教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

4　施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る省令第６条第１項、第５項及び第７項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「園庭」とあるのは「園庭（これ

4　施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第７条第１項、第５項及び第７項の規定の適用については、当分の間、同条第１項中「園庭」とあるのは「園庭（これに代わるべき

に代わるべき場所（公園等を除く。）を含む。）」と、同条第５項中「隣接する敷地内」とあるのは「付近にある敷地内」とする。	場所（公園等を除く。）を含む。第５項及び第７項において同じ。）」と、同条第５項中「隣接する敷地内」とあるのは「付近にある敷地内」とする。
	（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）
【削る】	第５条　園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第５条第３項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が１人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち１人は、同項の表備考第１項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
【削る】	第６条　第５条第３項の表備考第１項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
【削る】	第７条　１日につき８時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第５条第３項の表備考第１項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
【削る】	第８条　前２条の規定により第５条第３項の表備考第１項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の３分の１を超えてはならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。